

# 65歳以上の人の 介護保険料

みなさんの支払う保険料は、  
介護保険制度を支える大切な財源となります。  
介護が必要になったとき、  
誰もが安心して介護サービスを利用できるように  
保険料は必ず支払いましょう。

## 保険料と支払い方法

65歳以上の人の介護保険料は、  
前年の所得や、本人および家族(同  
一世帯の人)の市民税の課税状況  
により決定されます。(次ページ  
表1参照)

※平成17年度までは、合併前の市  
町村の保険料とし、平成18年度か  
ら統一します。

保険料の支払い方法は、年金の  
種類、受給額などによって、特別  
徴収と普通徴収に分かれます。(次  
ページ表2参照)

みなさんの平成17年度の保険料  
の額や支払い方法については、7  
月中旬に個別に通知します。額や  
支払い方法は一人ひとり異なりま  
すので、お送りする通知書で必ず  
確認してください。



## 口座振替

普通徴収の人は、口座振替によ  
る支払いができます。口座振替を  
希望する人は、金融機関・郵便局  
の窓口へお問い合わせください。  
申し込みには、介護保険被保険者  
証、通帳、届け出印が必要です。

なお、口座振替の結果(口座振  
替結果通知書)は、希望者のみに  
通知しますので、希望する人は、  
下記問い合わせ先までご連絡くだ  
さい。また、それ以外の人は、通帳  
により各自で確認してください。

残高不足などにより口座振替が  
できなかった人には、納付書をお  
送ります。

## 納付書の送付先変更

介護保険料の決定通知書や納付  
書などの送付先を住所地以外に変  
更できます。希望する人は、下記問  
い合わせ先までご連絡ください。

## 減免・軽減制度

災害などの特別な事情により、  
保険料を支払うことができない場  
合は、申請により一定期間の支払  
猶予または減免を受けることがで  
きます。

また、合併前の鳥取市地域、気

高町地域および青谷町地域に在住  
で、収入の少ない人は軽減制度が  
あります。

詳しくは、左記問い合わせ先に  
ご相談ください。

## 保険料を支払わなかったら

支払い期限を過ぎた保険料に  
は、督促手数料や延滞金がかかります。  
また、特別な事情がなく保  
険料を支払わない場合は次のよう  
な措置を受けることになります。

◇サービスを利用した時点で、一  
割の自己負担額だけでなく、いつ  
たん全額を支払っていただきま  
す。後日、申請により9割を払い  
戻します。

◇長期間にわたり滞納した場合に  
は、その期間に応じて一定の期間、  
自己負担額が1割から3割に引き  
上げられます。また、高額介護サ  
ービス費の支給が受けられなくな  
ります。

## 問い合わせ先

市役所 南庁舎  
高齢社会課 ☎(0857) 201  
3454 / 各総合支所 福祉保健課  
(10ページ上段参照)